

南木曾町子ども・子育て支援事業計画【第2期】

令和2年度～令和6年度

南木曾町

目 次

【第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要】	
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の対象	3
【第2章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方】	
1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念等	3
2 南木曾町子ども・子育て支援事業計画の策定体制	3
3 事業ごとの「量の見込み」の算出と数値目標の設定	3
【第3章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題】	
1 人口	4
2 世帯	5
3 子育て家庭の生活状況	7
4 保育園の園児数及び小学校児童数	11
【第4章 計画の基本理念及び施策の体系等】	
1 基本理念・基本的な視点	12
2 施策の体系・方向性	12
【第5章 施策の展開】	
1 保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	12
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期	14
3 保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	22
4 産後の休業及び育児休業後における特定保育施設等の円滑な利用の確保	23
5 子どもに関する専門的な知識及び技術的支援に関する県の施策との連携	23
6 労働者の職業生活と家庭生活との両立がはかれるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	25
7 健やかな成長のための支援	26
8 子どもと子育てを支える地域・環境づくり	27
【第6章 子どもの貧困対策】	
1 施策の背景等	29
2 目的・基本理念	29
3 基本的な方針	29
【第7章 計画の推進に向けて】	
1 推進体制	32
2 計画の進行管理	32

【第1章 子ども・子育て支援事業計画の概要】

1 計画策定の背景

急激な少子化が進み、近年は町の出生数が年間20名を下回る状況となり、3つの保育園のうち、蘭や田立保育園の園児数は1学年2名といった状況もみられるようになってきています。少子化の進行により子ども同士の関わりや減少や多様化する保護者ニーズへの対応など、様々な課題が生じています。

今後の町の出生数が20名前後となることを見込まれることや3つの保育園に子どもが分散していることを考えると、子どもたちが一定の集団の中で成長できる環境づくりや、幼児教育に対応する基盤づくりについて、子どもの成長を第一に考え、体制づくりを進めていくことが必要となっています。

また、小学校では、学校から帰宅しても保護者が共働きなどで不在となることや、帰宅しても近所に子どもがいないなどの理由から、放課後子ども教室の利用が増加傾向にあります。特に、平成29年度に小学校の敷地内に放課後子ども教室「なぎそっこ」を設置したことにより、より身近で利用しやすくなったことでその利用度が増しています。

このような状況を踏まえつつ、町では、平成24年8月の国の子ども子育て支援法※改正により、社会全体の費用負担による「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進することとなりました。

町では、平成26年度に策定した「南木曾町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を計画の基本としつつ、新たな課題等を踏まえ、今後の5年間の計画を策定するものです。

なお、この計画の施策内容等は、「子ども・子育て支援法」第60条で施策を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という）を踏まえた第一期の内容に、今回、新たに追加項目となった第二期の市町村支援事業計画の「量の見込み」を盛り込み、令和2年度から5年間の「南木曾町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

※ 子ども・子育て関連3法…以下の①～③の法律の総称

- ①「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられます。

3 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 計画の対象

この計画は、妊娠期から乳幼児期を経て18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども及びその保護者を対象とします。

【第2章 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方】

1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念等

子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村は国が示す基本方針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとしています。

町は、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載した南木曾町子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育事業や地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

また、子育て安心プランによる待機児童対策や放課後児童健全育成事業による放課後児童クラブによる受け皿の検討や従来から実施している放課後子ども教室について、新・放課後子ども総合プランに基づく内容も計画に追記します。このほか、児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う子どもの権利擁護に関する事項も盛り込みます。

2 南木曾町子ども・子育て支援事業計画の策定体制

南木曾町子ども・子育て支援事業計画は南木曾町子ども・子育て会議条例に基づく南木曾町子ども・子育て会議委員のご意見をお聞きしました。

3 事業ごとの「量の見込み」の算出と数値目標の設定

計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握するため、保護者への利用希望調査を行いました（「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査（令和元年度実施）」（以下、「実態調査」という））。

この調査結果や人口構造・産業構造等の地域特性など必要な基礎データを総合的に勘案し、国が平成26年1月に明示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に従い、計画期間における数値目標を設定しました。

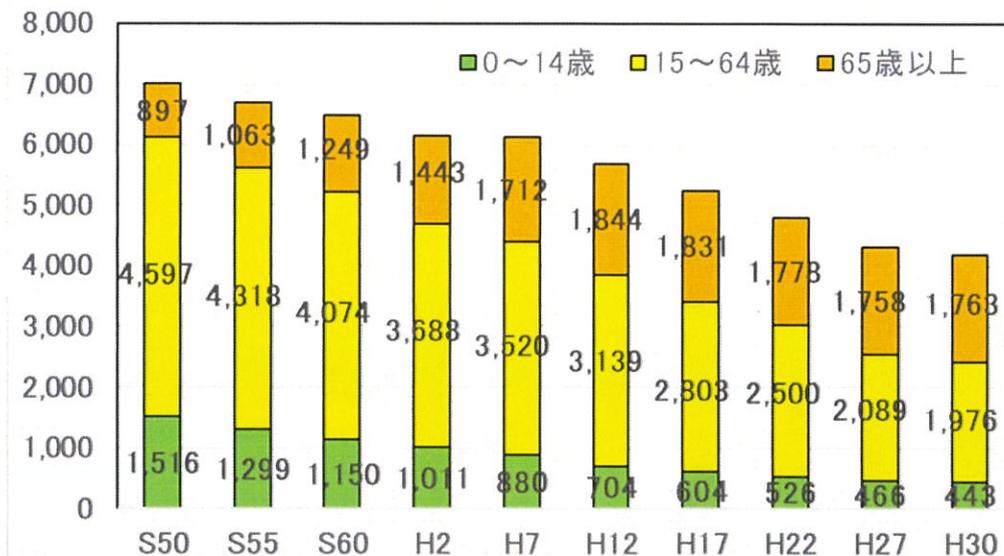
【第3章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題】

1 人口

(1) 人口の推移

町の人口は、住民基本台帳によると平成30年9月1日現在4,182人となり、減少傾向が続いています。

年齢3区分別人口を見ると平成22年の国勢調査では15歳未満の年少人口は443人で人口全体の10.6%、65歳以上の老年人口は42.2%で少子高齢化の状況です。さらに、15歳～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあります。

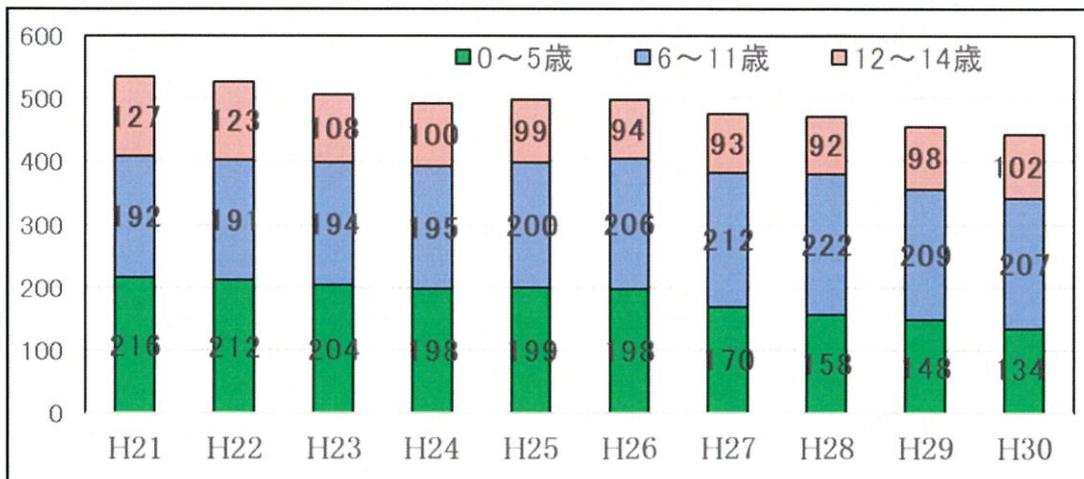


(注) 総数には年齢不詳が含まれます。S50、H22

資料：国勢調査（平成2年～平成27年）、住民基本台帳（平成30年）

(2) 子どもの人口の推移

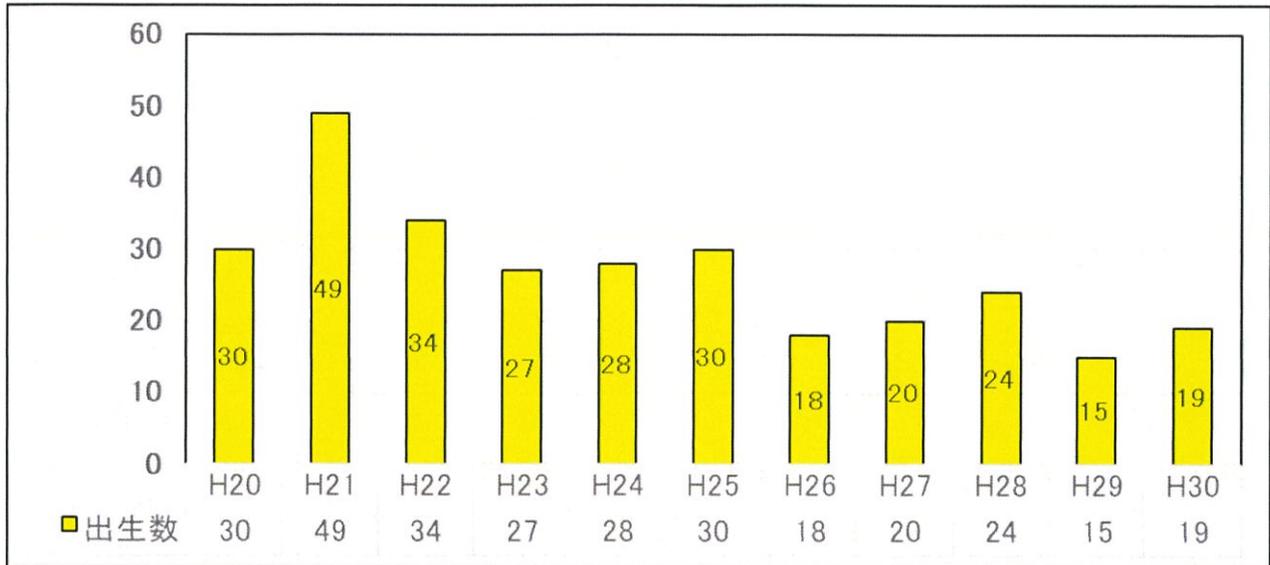
平成21年～平成30年の本町の14歳以下の子ども人口の推移をみると、平成25年までは500人程度で推移していましたが、平成26年以降は毎年減少し、平成25年の498人が平成30年には443人となっています。また、特に0歳から5歳の子どもは平成25年から平成30年で65人の減少となっています。



資料：住民基本台帳

(3) 出生数の推移

子ども出生状況は、過去10年では平成21年の49人をピークに減少し、近年は20人を下回る状況が続き、子ども成長に合わせて、保育園、小・中学校などで様々な課題が心配されます。

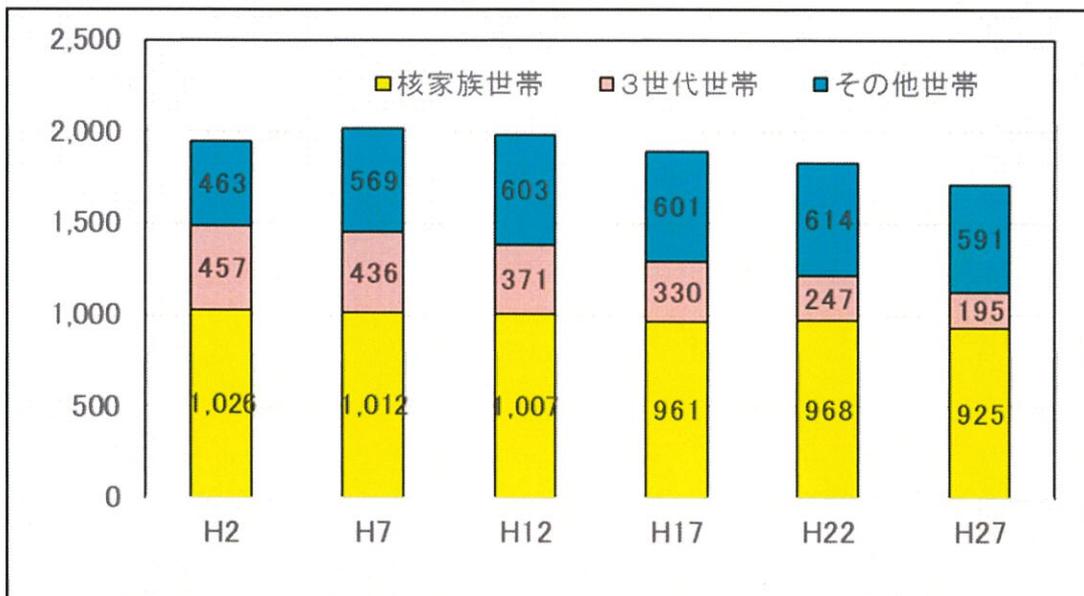


資料：住民基本台帳

2 世帯

(1) 子どものいる世帯の推移

平成27年の国勢調査によると全1,711世帯の内、925世帯が核家族世帯であり、3世代家族は195世帯（約11.4%）に減少してます。

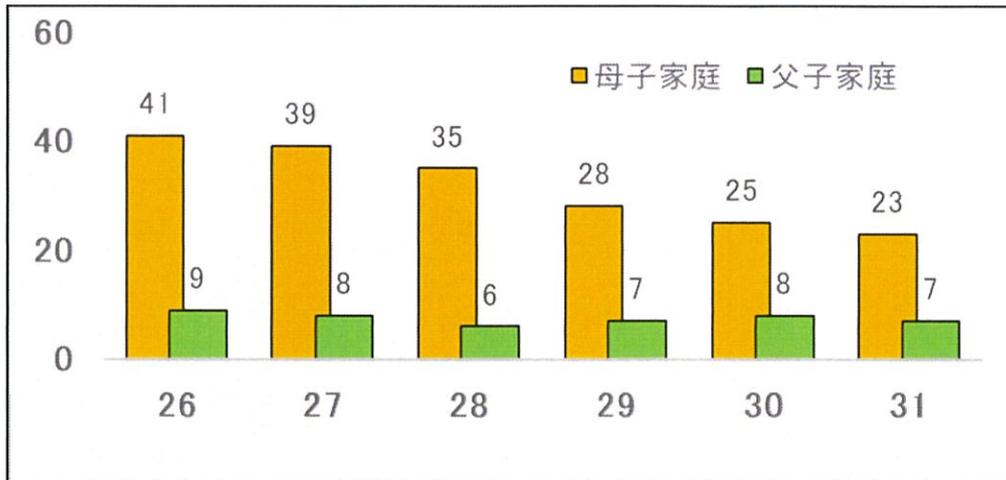


資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

平成31年度の18歳未満の子どものいる母子世帯は23世帯・父子世帯は7世帯です。子どもの減少に伴い全体的には減少していますが、父子家庭は横ばいの状況で推移しています。

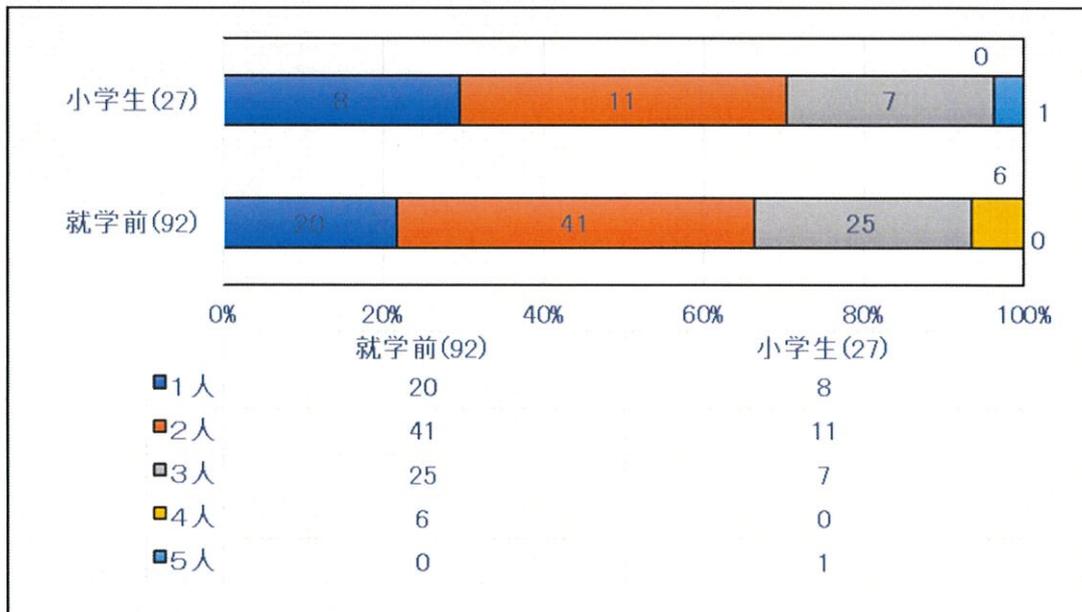
【母子・父子家庭】



資料：住民課

(3) 世帯の子ども数

世帯の子どもの数を尋ねたところ人数は、就学前児童、小学生ともに「2人」が最も多く、小学生は「1人」、就学前は「3人」が続いています。

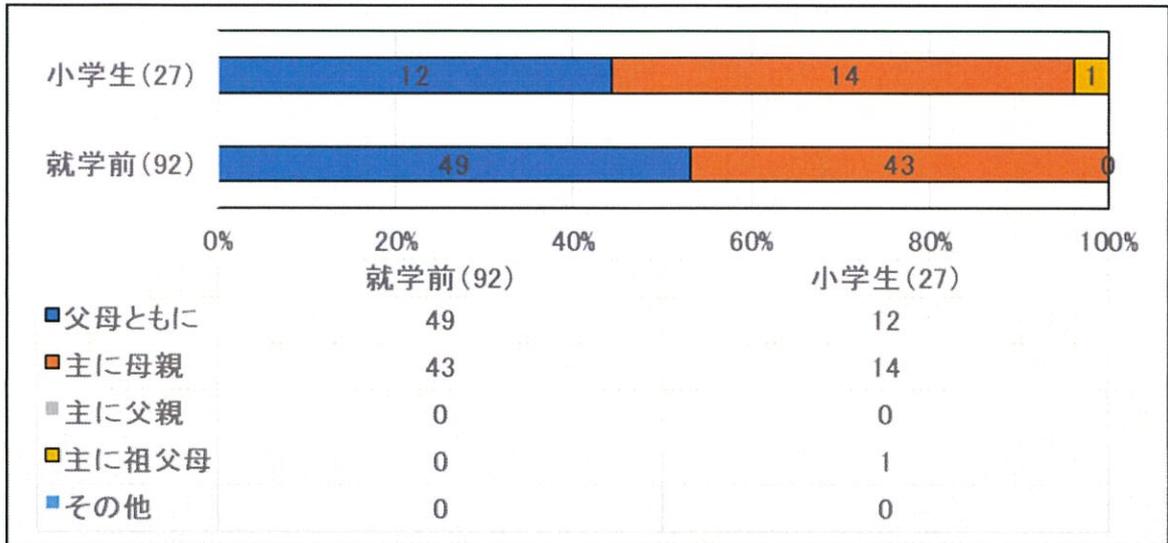


資料：南木曾町子ども子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査の問3関係）

3 子育て家庭の生活状況

(1) 主な保育者

子育ての主な保育者を尋ねたところ、就学前児童は「父母が協力して」いる割合が高くなっていますが、小学生は「主に母親」が関わる割合が高くなっています。また、小学生になると祖父母の協力を得ている状況もあります。



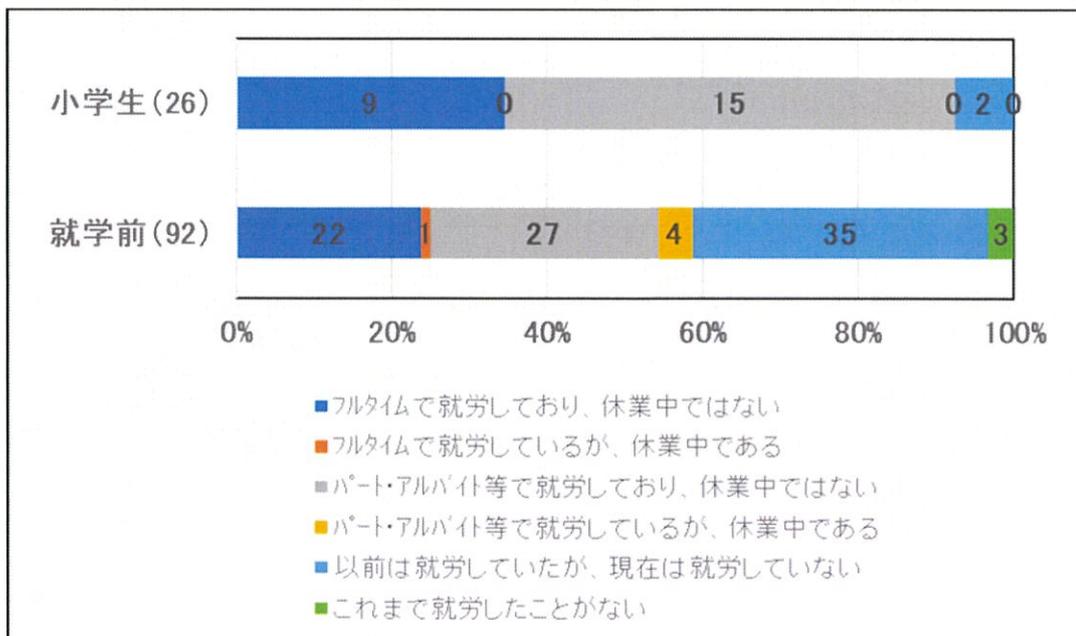
資料：南木曾町子ども子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査の間6関係）

(2) 親の就労状況

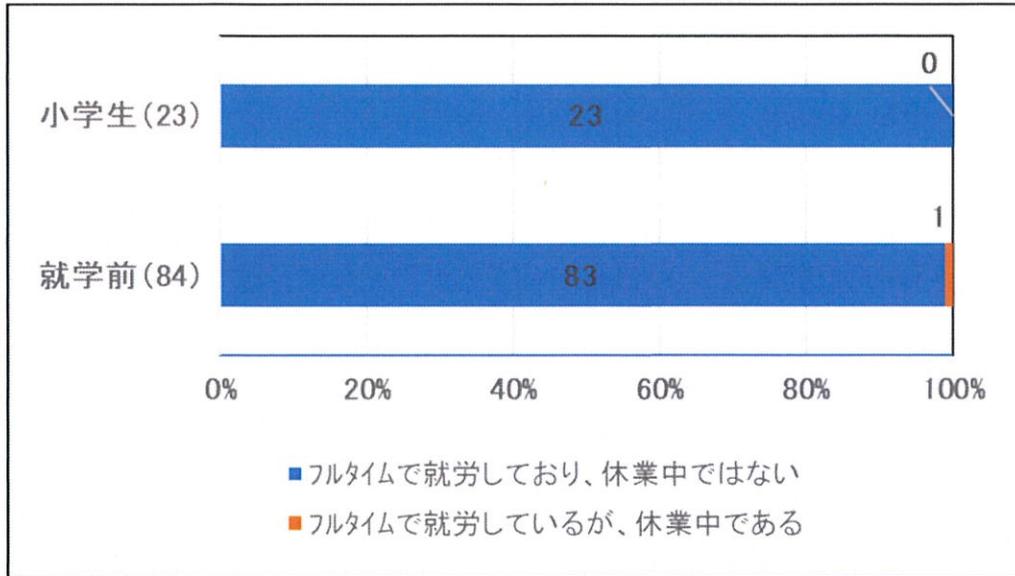
母親の就労状況は、就学前児童では「現在は就労していない」が最も高くなっています。しかし小学生では、「パート・アルバイト」「フルタイム」の比率が高まり、「現在は就労していない」が低くなっています。子どもの成長に合わせた就労へと移行していることがうかがえます。

父親の就労状況は子どもの年齢による変化はほとんど見られません。

【母親】



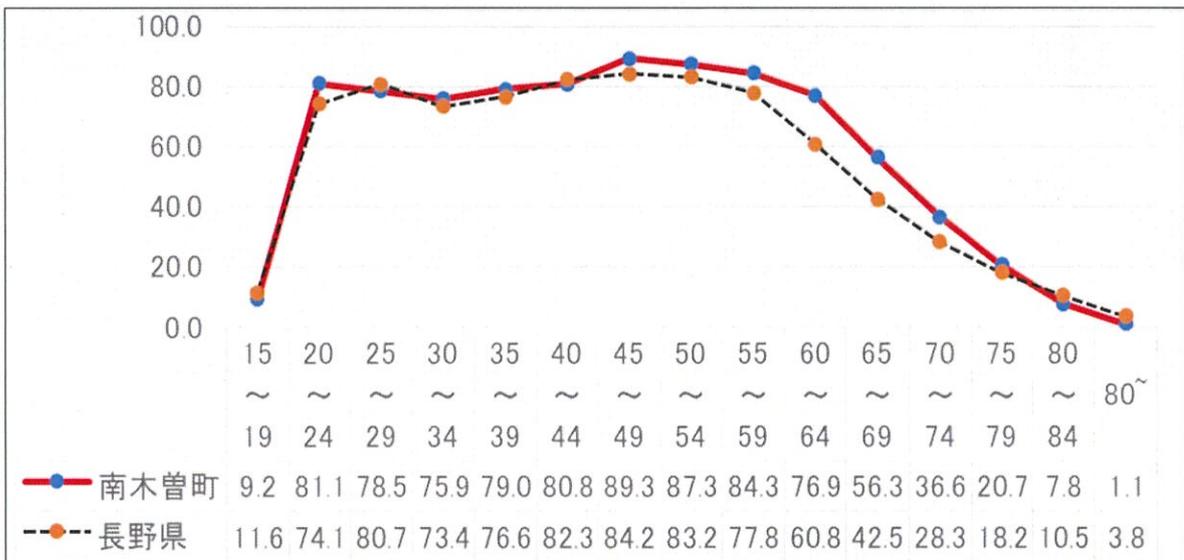
【父親】



資料：南木曾町子ども子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査の間12関係）

(3) 女性の労働力状態

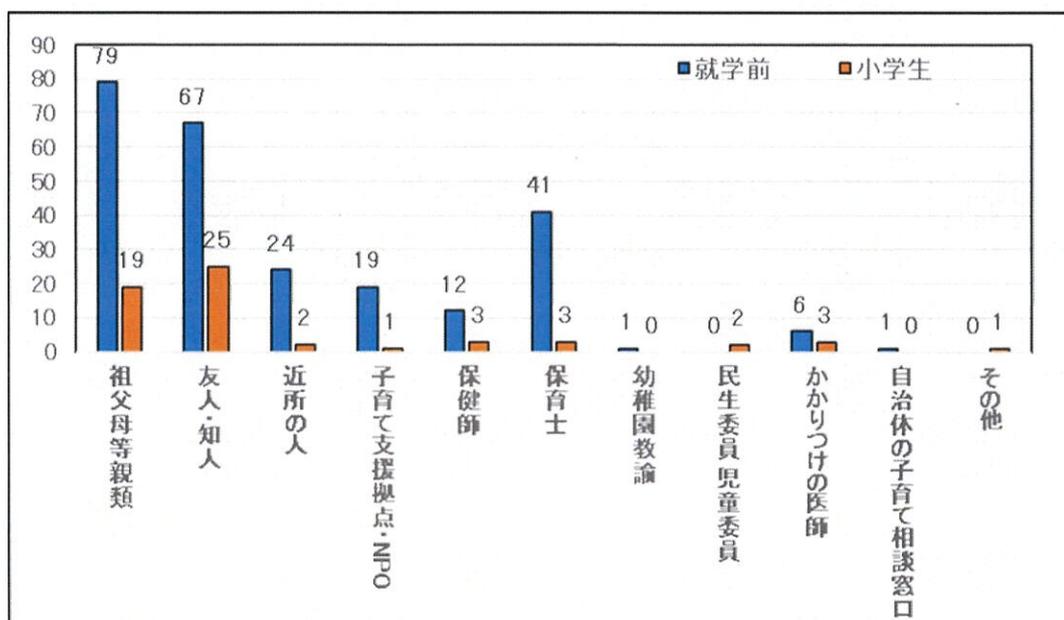
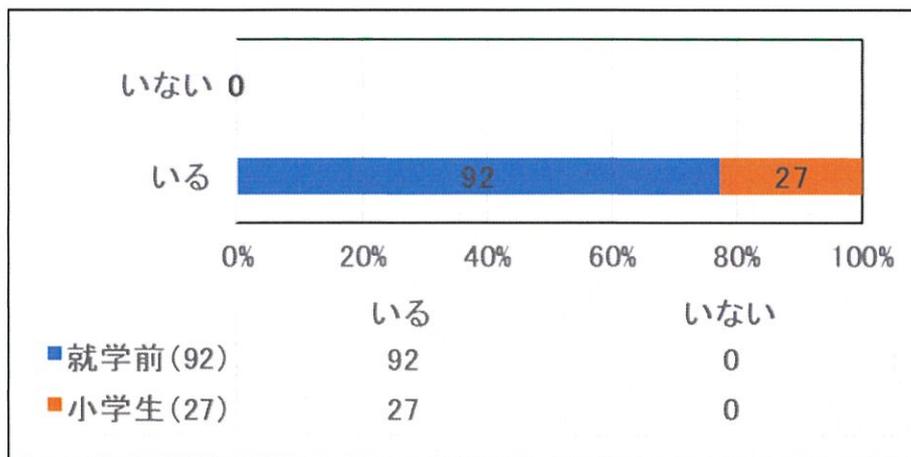
女性の労働力状態をみると、25～29歳代の子育て世代ではやや低くなるものの、40歳代には80%を超えて、長野県に比べて高い状態で推移しています。



資料：国勢調査（平成22年）

(4) 子育てに関する悩みについて

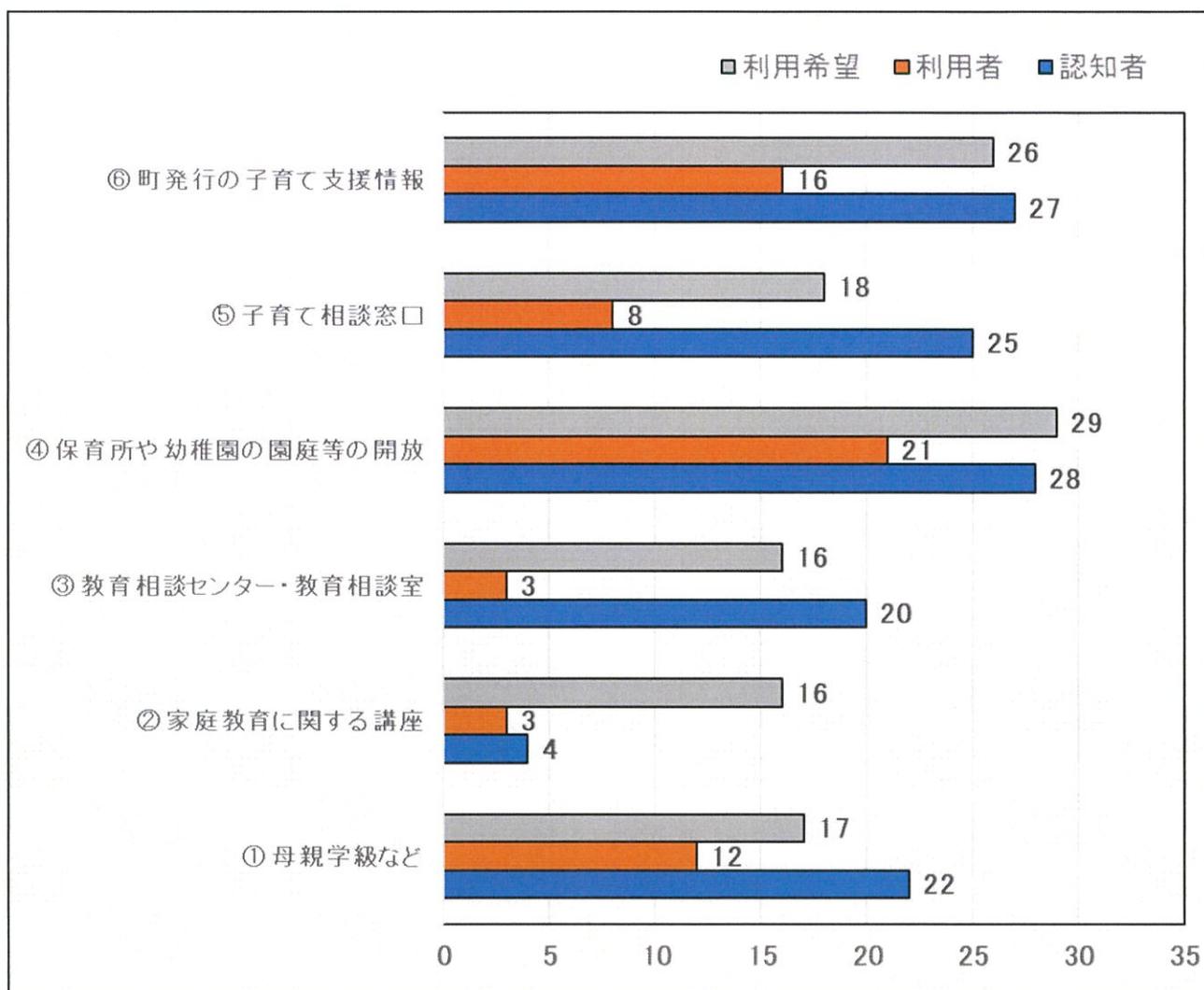
子育てに関する悩みを相談できる相手がいるかどうかを尋ねたところ、回答いただいた119名すべての方が相談相手はいると回答しています。相談できる相手としては祖父母・友人が圧倒的に多く、次いで保育士、近所の人、子育て支援NPOとなっています。



資料：南木曾町子ども子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査の問10関係）

(5) サービスの利用状況

就学前の子育てに関する支援事業の認知度、利用度、利用意向を尋ねたところ、「④保育所や幼稚園の園庭等の開放」が最も高くなっています。認知度が高くても利用度、利用意向の低い事業も多く、利用・参加促進を図る必要があります。

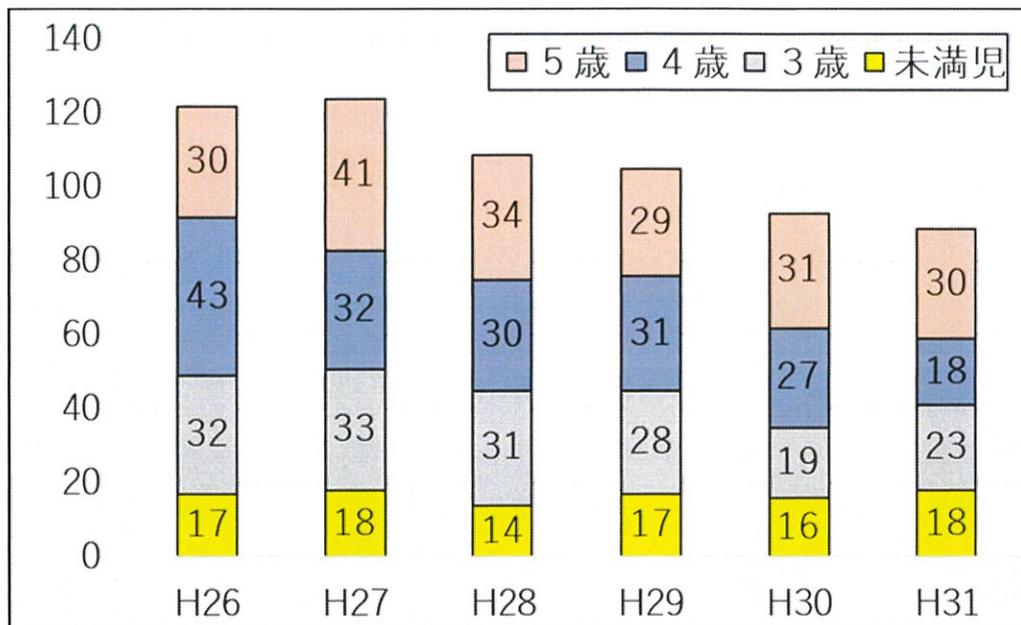


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（認知者は①から⑥までのメニューを知っている者の人数、利用者はメニューを利用した者の人数、利用希望は今後において利用希望のある者の人数）

4 保育園の園児数及び小学校児童数

(1) 保育園

町には公立保育園が3園あり、平成31年度の3歳の入園者は23人でした。平成28年度までは1学年30名程度で推移していましたが、平成29年度以降は30名を下回り、年により20名も下回る状況となっています。

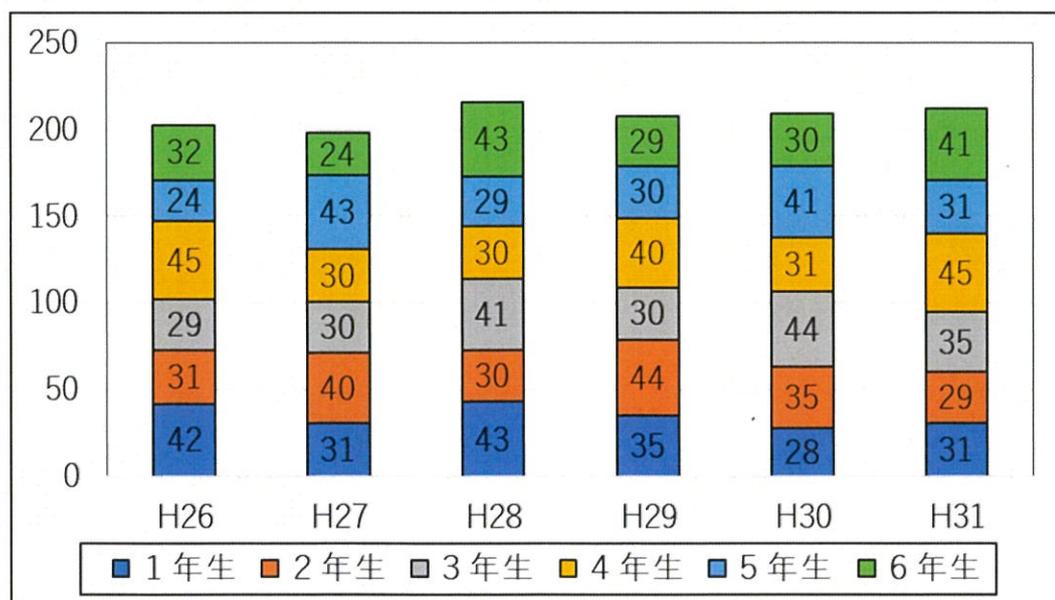


資料：教育委員会

(2) 小学校

町の小学校は南木曾小学校の1校です。

平成26年以降は200人程度で推移し、平成31年は212人です。今後、園児数の減少の影響が小学校へ推移してきます。



資料：教育委員会

【第4章 計画の基本理念及び施策の体系等】

1 基本理念・基本的な視点

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が保障される社会を目指して、子どもの健やかな成長を支援することが重要です。

一方で、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するということを前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の中で、子育てを行う環境を整えることが必要です。また、生活が困窮する家庭に対する支援体制を整えつつ、子どもへの支援を確保していくことが必要です。

こうした基本認識にたって、少子化や子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長に向き合い、質の高い保育や子育て支援サービスの安定的な提供等を、南木曾町子ども・子育て支援事業計画に位置づけます。

2 施策の体系・方向性

第10次南木曾町総合計画や南木曾町健康づくり計画に策定されている児童福祉、教育及び健康づくり等との整合性を図りながら次の施策を展開します。

- 1 保育事業の充実
- 2 地域子ども子育て支援事業の実施
- 3 保育の一体的提供及び推進
- 4 産後休業、育児休業後の特定保育施設等の円滑な利用の確保
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術的支援に関する県の施策との連携
- 6 労働者の職業生活と家庭生活との両立
- 7 健やかな成長のための支援
- 8 子どもと子育てを支える地域・環境づくり
- 9 子どもの貧困対策

【第5章 施策の展開】

1 保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号関係】

(1) 各年度における保育の量の見込み

教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移を考慮して必要利用定員総数を定めます。

なお、現行の保育園の定員は150人（読書保育園：90人、蘭保育園：30人、田立保育園：30人）です。また、未満児は3園合計で30名です。

●各保育園の定員

(単位：人)

園名	収容定員	3歳未満児定員
読書保育園	90	12
蘭保育園	30	9
田立保育園	30	9
合計	150	30

* 3歳未満児（0歳児は除く）定員は収容定員の内数

●各保育園の園児数の推移

(単位：人)

園	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
読書	未満児	9	10	9	8	9	9
	3歳児	21	14	18	21	11	13
	4歳児	34	20	14	18	21	11
	5歳児	17	34	21	12	18	20
	計	81	78	62	59	59	53
蘭	未満児	6	3	2	6	4	3
	3歳児	3	8	4	4	2	6
	4歳児	3	3	8	4	3	2
	5歳児	3	3	4	8	4	3
	計	15	17	18	22	13	14
田立	未満児	4	5	3	3	3	5
	3歳児	8	9	9	2	6	4
	4歳児	5	10	9	9	3	5
	5歳児	9	4	10	9	9	6
	計	26	28	31	23	21	20
計		122	123	111	104	93	87

資料：教育委員会

●未満児保育利用率

(単位：人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
定員	30	30	30	30	30
人口推計3号認定(0～2歳)	53	57	58	60	60
保育利用率	56%	52%	51%	50%	50%
参考:人口推計2号認定(3～5歳)	64	62	58	53	57

【参考】人口推計は町の推計値

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定子どもに係る保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

認定区分

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
(保育を必要とする子ども)
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
(保育を必要とする子ども)

●保育の量の見込み（必要利用定員総数）

（単位：人）

		1年目(令和2年度)				2年目(令和3年度)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり				学校教育のみ	保育の必要性あり			
学校教育利用	それ以外		0	1~2	学校教育利用	それ以外		0	1~2		
①量の見込み		0	64		30		0	62		30	
			5	59	5	25		5	57	5	25
②確保方策	教育・保育施設	0	0	64	0	25	0	0	62	0	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	△5	5	△5	0	0	△5	5	△5	0

		3年目(令和4年度)				4年目(令和5年度)					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり				学校教育のみ	保育の必要性あり			
学校教育利用	それ以外		0	1~2	学校教育利用	それ以外		0	1~2		
①量の見込み		3	58		30		3	53		30	
			10	48	5	25		10	43	5	25
②確保方策	教育・保育施設	0	13	48	0	25	0	13	43	0	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		△3	3	0	△5	0	△3	3	0	△5	0

		5年目(令和6年度)				
		1号	2号		3号	
		学校教育のみ	保育の必要性あり			
学校教育利用	それ以外		0	1~2		
①量の見込み		3	57		30	
			10	47	5	25
②確保方策	教育・保育施設	0	13	47	0	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①		△3	3	0	△5	0

(2) 保育の提供体制

保護者の選択に基づき、保育が受けられるような体制が必要であることから、保護者の就労状況等により柔軟に子どもを受け入れるための体制を検討します。

また、保育施設及び特定地域型保育事業所に係る保育の提供を受けられるようにするとともに、満3歳未満の子どもに係る保育の提供体制についても配慮します。

なお、満3歳未満の子どもについては、保育の量の見込みで定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込みに対応して、各年度における提供体制の確保の内容等を定めます。

特別な支援が必要な子どもには、子どもに合わせて円滑な保育が利用できるよう、保育の提供体制に係る調整をして対応します。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

【子ども・子育て支援法第61条第2項第2号関係】

(1) 利用者支援

保護者や子どもが、保育所等での保育や一時預かり、放課後こども教室等の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、教育及び福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

■事業内容

福祉・教育等に関わる子育て支援拠点、保育園などにおいて、地域の子育て支援事業等の利用に関する情報集約を行うとともに、子どもや保護者からの利用に関する相談に応じます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（おやこのひろば）

就園前の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の必要な援助を行う事業を実施します。

■現在の実施状況・課題

核家族化や地域との関係の希薄化等により子育て環境が変化し、子どもの発育や病気などに対する母親の不安感は増えています。また、親の子育て力の低下や、それに伴う子どもの健やかな育ちへの懸念もしばしば指摘されます。また、少子化に伴いご近所での子育て家族との交流が減少しているため、町全体の課題として検討していく必要があります。

子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報を得ることのできる場所、子育て中の親子や地域で活動する子育て支援者をつながることのできる場所の必要性が重要となっています。これは地域の子育てサークルなども同様です。

町では平成21年度から南木曾会館及び田立社会教育施設で、地域子育て支援拠点事業（週5日間、1日当たり6時間）によりおやこのひろばを開設しています。

・平成30年度利用実績 開催回数 235回 参加延人数 2,173人

おやこのひろばの会場は、現在、南木曾会館の日本間を利用して開催していますが、参加者が多い日には手狭になることや、0歳から2歳までの子どもが一つ

のフロアで利用するため、子ども同士がぶつかるなどの接触があり安全に十分な配慮が必要となっています。

また、一時預かりやおやこのひろば行事などの際は、利用人数の関係もあり、利用者を限定するなどの対応も行いつつ、対応している状況があります。

このように子育て支援の専門的な施設ではないため、運営や利用者制限等を行うなどの配慮を図りつつ、できる限り利用者の希望を取り入れながら、利用する保護者や子どもにとってより利用しやすい施設環境を整えていくことが必要と考えています。

■今後の方向性・目標事業量

地域全体で子育てを支援するため、次の①から④に掲げる地域子育て支援拠点事業を継続実施して子育て支援機能の充実に努めます。

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談と援助
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

0歳児からの発育と保護者との関わりを深めるブックスタート事業の充実に努めるとともに、絵本に親しみを深める取り組みをより拡大し、乳幼児期から幼児教育を見据えた事業を実施します。

○目標事業量

(人回：年間利用回数の延べ利用者数)

地域子育て支援 拠点事業	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		238人回	238人回	238人回	238人回	238人回
② 確保 方策	おやこのひろば	214人回	214人回	214人回	214人回	214人回
	出張おやこのひろば	24人回	24人回	24人回	24人回	24人回
② - ①		10人回	10人回	10人回	10人回	10人回

※おやこのひろば1か所、出張おやこのひろば2か所で実施

※量の見込みは5年平均238人回（H30：235、H29：238、H28：239、H27：238、H26：238）

○子育て支援施設の充実等

子どもの成長に合わせた多様な遊びに対する環境の整備やより安全な施設運営を図るほか、保護者の子育て等に関する相談・支援体制の充実や、保護者同士の情報交換ができる環境整備など整備してまいります。

(3) 妊婦健診

妊娠・出産期からの切れ目のない支援をすることが重要であり、妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健関連施策等を推進する必要があります。

■現在の実施状況・課題

町では、母子健康手帳の交付から、妊娠、出産、乳幼児の健康診査まで一貫した健康管理を行っています。また、妊婦と児の健康管理を目的に妊婦健康診査14回分の公費負担をすることにより、誰もが安心して妊娠・出産できる環境を整

えています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も安心して妊娠・出産できるように、医療機関と連携しながら妊婦健診の補助の継続と全妊婦との面談を通して、妊娠期からの一貫した健康管理がなされるように支援します。妊娠届に応じて健診を支援します。

受診票交付者数	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		20人14回	20人14回	20人14回	20人14回	20人14回
②確保の内容		20人14回	20人14回	20人14回	20人14回	20人14回
② - ①		0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込みは、地域戦略の人口推計値

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

■現在の実施状況・課題

母子の心身の状況や養育環境の把握と助言等による子育て支援を目的として、生後3か月までの乳児のいる家庭を対象に在宅助産師と保健師による全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）を実施しています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も、育児不安の解消や養育の適切な支援のため、継続して行います。

○目標事業量

訪問実施数	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		20人	20人	20人	20人	20人
②確保方策		20人	20人	20人	20人	20人
② - ①		0人	0人	0人	0人	0人

※量の見込みは、地域戦略の人口推計値

(5) 要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

■現在の実施状況

子どもが安全、安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、母親の妊娠・出産・育児期を始め、子どもの少年期までの適切な養育を支援することが必要となっています。

南木曾町では、児童福祉法に基づき南木曾町こどもサポート協議会（以下「サポート協議会」という。）を設置し、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）等の把握や対応方法の検討をしています。その上で、これら児童や家庭に関わる機関が連携して当該家庭及び児童への支援をしています。また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

今後、より分かりやすい支援体制を図るため、国で定める「南木曾町子育て世代包括支援センター（仮称）」の必須機能をより実践的に進める体制を構築し、妊娠期から就学前、就学時から18歳頃まで継続した切れ目のない支援体制により子どもの成長を第一に保護者や学校、関係機関等との連携を図り支援を行っていくことが必要です。

今後も、サポート協議会の関係機関と連携して、当該家庭・児童に関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう対応してまいります。

○目標事業量

養育支援 訪問事業実施件数	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		5件	5件	5件	5件	5件
②確保の内容		5人	5人	5人	5人	5人

※量の見込みは推計値

(6) 要保護児童等に対する支援

■現在の実施状況

保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、夫の暴力等により母子を緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で必要な保護をします。

児童あるいは母子の保護に関しては、松本児童相談所や木曾保健福祉事務所等と連携し、一時保護あるいは措置を行っています。

■今後の方向性・目標事業量

保護等が必要な児童あるいは母子に対しては、その状況を適切に把握した上で、松本児童相談所あるいは木曾保健福祉事務所等と連携して、一時保護等による支援を引き続き行ってまいります。

○見込み（目標事業量）

要保護児童等支 援実施件数	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		1件	1件	1件	1件	1件
②確保方策		1件	1件	1件	1件	1件

※量の見込みは推計値

(7) 育児ミニ・ファミリーサポート事業

■現在の実施状況・課題

乳幼児や児童（概ね1歳から10歳までの児童）の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（育児サポーター）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。なお、育児サポーターは町内在住の20歳以上の者が対象ですが、サポーターの成り手が少ない状況です。

子育て中の親の就労支援や緊急時に対応するために、平成17年度から実施していますが、保育時間外の預かりなど、個々のニーズに合った受入れ時間への対応

や子育て支援が必要となっています。

・令和元年度の実績：育児サポーター会員5名、依頼会員1名、利用延件数0件

■今後の方向性・目標事業量

緊急時の預かりや仕事と子育てを両立させるための支援という観点から、子育て家庭のニーズに柔軟に対応できるようにミニ・ファミリーサポート事業を継続実施するとともに、育児サポーター協力会員の拡大や機能の充実、制度事業の周知に努めます。

○目標事業量

ファミサポ 目標件数	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		2人	2人	2人	2人	2人
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策		2人	2人	2人	2人	2人
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※量の見込みは推計値

(8) 幼児の一時預かり

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が困難な就学前幼児について、保育園等において一時的な保育を行うものです。

■現在の実施状況・課題

就学前児童に対して保育園においての一時的な保育を行う事業は実施していませんが、子育て支援事業（おやこのひろば）の中では、1歳から主に3歳未満までの乳幼児を対象に一時預かりサービスを実施しています。平成30年度の一時預かりサービスの利用実績は、延べ25名です。

子どもの一時預かりサービスを実施する際は、その都度の保育士を確保して対応していますが、利用者にとって1週間前に事前申し込みが必要なため、緊急的な利用ができないなど使い勝手が悪い状況となっています。また、子どもの疾病等に対する受入れ希望についても看護師等の専門スタッフが必要なため現在は受入れができない状況となっています。

■今後の方向性・目標事業量

おやこのひろば事業の中で行う一時預かり事業は、保護者の傷病、出産、冠婚葬祭等の事由により保育ができない場合のニーズに対応するため、引き続き事業を継続して実施します。

保育所施設での一時預かり事業については、今後の保育体制や子育て支援施設としての有効活用など、限られた職員体制の中で効率的かつ有効的な支援となるよう検討していきます。

一時預かり希望があった際は、申込みから利用までの期間を可能な限り短縮するなど、子育て家庭が利用しやすい運営を検討していきます。

保育料の無償化に伴い保育園を利用する方が大半と考えていますが、就学前児童（3～5歳）で保育園等を利用しない方が保育の必要性が生じた際は、子育て支援機能の充実により、保育園での一時預かりによる対応を検討します。

○目標事業量

(人日：年間利用日数の延べ利用者数)

一時預かり事業	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		420人日	444人日	456人日	480人日	480人日
②確保方策	保育園	0人日 (1か所)	0人日 (1か所)	456人日	480人日	480人日
	子育て支援センター	420人日 (1か所)	444人日 (1か所)	(1か所)	(1か所)	(1か所)
② - ①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※量の見込みは、(対象児1・2歳×12カ月)の数(未満児保育者も含む)

(9) 延長保育事業

■現在の実施状況・課題

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、早朝は7時30分から午前8時30分まで、夕方は通常保育終了後から午後6時30分まで(田立保育園は、早朝は7時00分から午前8時30分まで、夕方は通常保育終了後から午後6時30分まで)の延長保育を実施しています。

平成30年度の利用者児童数は38人で、延べ186回の利用となっています。

利用者数は、子どもの減少とともに少なくなっていますが、保護者の職種の多様化や就労内容、勤務先等の関係から、早朝・延長に合わせて土・日曜日も終日保育を希望する世帯もあります。

一方で、保育士の確保や職員の働き方改革への対応等の課題から、より効率的でかつ効果的な運営体制を構築し、保護者ニーズにあった運営を展開していく必要があります。また、教育・保育等の保護者ニーズに合わせた運営についても合わせて検討していく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

平成28年度から子ども・子育て新制度により保育標準時間と保育短時間の認定区分となったことにより、延長保育等を利用する世帯は減少しましたが、毎年、一定の利用希望世帯があるため、現体制を維持しつつ、保護者にとって利用しやすい運営体制となるよう進めます。

また、延長保育が多い家庭等については、保育認定(標準時間と短時間)の受入れ時間の適正化を図り、家庭や保護者の利用希望に沿った延長保育が受けられるよう進めます。

○目標事業量

延長保育事業	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		20人	20人	20人	20人	20人
②確保方策		20人 (3か所)	20人 (3か所)	20人 (3か所)	20人 (3か所)	20人 (3か所)

※H30：19人、H29：19人、H28：30人 H29から制度変更のためH30・29の2年平均19人

(10) 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで一時的に預かって保育するものです。

■現在の実施状況・課題

病児の保育については、医療機関に併設した施設で専門の看護師等を配置する必要があります。これらを整備することが難しいため現在は実施していません。しかしながら、インフルエンザなど回復期で、保護者の勤務等の影響などから預かり希望することがありますが、専門に預かれる設備や体制がないためできない状況となっています。

■今後の方向性・目標事業量

病児の保育については、医療処置が可能な保育施設は無いため、当面は実施できない状況です。また、退院後の回復期などにおいても、子どもの病後の状況や看護師等の専門スタッフが必要となりますので、今後、近隣町村等と意見を交わしつつ、病児保育のあり方や受入れ体制等について検討をしていくとともに、県内外の病児保育施設や回復期におけるファミリーサポート事業などで対応を検討していく必要があります。

○目標事業量

(人日：年間利用日数の延べ利用者数)

病児・病後児保育事業	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		30人日	30人日	30人日	30人日	30人日
②確保方策		10人日	15人日	20人日	25人日	30人日

※量の見込みは、対象児（未満児+3歳以上児）の35%（アンケート希望）相当の数

※確保の方策は、段階的に進める。

(11) 子どもプラン推進事業（放課後子ども教室）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期休業中の子どもの居場所として、小学校内にある放課後子ども教室「なぎそっこ」施設で受け入れし、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかるものです。

■現在の実施状況・課題

平成30年度は、87人の登録児童で、延べ5,706名が利用しました。放課後子ども教室は、平成29年5月まで南木曾会館で実施していましたが、平成29年6月から「なぎそっこ」に拠点を移し実施したこともあり、以前比べ利用者が増加しています。しかしながら、受入れに伴う、コーディネーター（1名）、教育活動サポーター（6名）、特別支援員等（5名）体制で実施していますが、長期休み等の受け入れなど厳しい状況となっており、高校生アルバイトなどの協力をいただき対応している状況となっています。引き続き人材確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も増加が見込まれるニーズに対し、安心安全な活動拠点として子どもたちの様々な体験活動、交流活動の場となるよう努めるとともに、支援の必要な子どもに対して、関係機関と連携し個別支援等の場所や支援体制の確保に努めます。

○目標事業量（現行の放課後子ども教室）

放課後子ども 教室	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		71人	66人	59人	55人	50人
②確保方策		71人	66人	59人	55人	50人

※登録者数：H30：87人、H29：87人、H28：93人、H27：82人、H26：81人

※量の見込みは、児童数の35%相当（なぎそっこの定員数は40名）、空き教室利用等の対応

○目標事業量（放課後健全育成事業：現在は実施なし）

放課後児童健 全育成事業	年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
① 量の見込み		0人	0人	0人	0人	0人
② 確保方策		0人	0人	0人	0人	0人

3 保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

保育の一体的な提供の推進においては、保育や子どもの育ちの観点から、子どもが健やかに育成するような保育機能を一体的にとらえた環境の整備が必要です。

幼児期の保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであるため、子どもたちに質の高い保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援に努めます。また、教育・保育一体型施設（認定こども園）について、地域における保育ニーズを確認し必要に応じた対応をしていきます。

(1) 保育の一体的な提供に関する目標

①質の高い保育の提供

子どもの発達段階に応じたより質の高い保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

②適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢との交流などを幅広く実施できる環境を確保するとともに、国・県で示す幼児教育を踏まえ、子どもの育ちの視点に立った望ましい集団や運営体制の確保に努めます。

また、保護者ニーズの的確な把握に努め、認定こども園での子どもの健やかな成長を基本に見据えて、保護者や子どもの負担とならない移行を進めます。

③親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるとともに地域の保育ボランティアとの連携を図り、地域に開かれた保育施設として、機能の充実に努めます。

④施設整備

地域の実情や既存施設の状況、保育や教育の量の見込みや財政状況等を踏まえ、保護者ニーズ（保育・教育の必要性）を確認しながら、安心して利用のできる施設整備に努めるとともに、将来に向けて新園舎の検討を進めます。

(2) 保育園と小学校・教育委員会との連携の推進

妊娠・出産・子育てから保育園・小中学校、高校まで切れ目のない支援を基本として、特に保育園等から小学校へよりスムーズな移行となるよう、機構改革により平成28年10月から子育て担当が教育委員会部局となり、これまで実施していた「小保連絡会議」に合わせ、日々の情報連携によりより一貫した子育て支援を推進しています。

子どもたち一人ひとりが、自分らしい生き方をするために必要な能力を育むことができるように子どもたちの将来のために支援します。

具体的な取り組みとしては、子どもや家庭の抱える様々な問題に対して今までの会議をさらに継続して関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、保育士や教員の交流事業などを通じて保育園と小学校・教育委員会との連携を進めます。

4 産後の休業及び育児休業後における特定保育施設等の円滑な利用の確保

【子ども・子育て支援法第61条第3項第1号関係】

近年の経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、共働き家庭や核家族化が増加傾向にあります。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性がいるなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済状況の変化に伴う子育て家庭を取り巻く環境が変化しているため、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

これらを踏まえ、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供に努めます。

また、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から保育施設等の利用を希望する保護者が増加傾向にあることや、保育料の無償化などにより負担軽減が図られ、より保育園等の利用がしやすくなっているため、これまで以上に、保護者ニーズに対応した質の高い教育・保育を利用できるように努めます。

5 子どもに関する専門的な知識及び技術的支援に関する県の施策との連携

【子ども・子育て支援法第61条第3項第2号関係】

(1) 子どもの虐待防止対策

南木曾町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、民生児童委員等の協力を得て子ども虐待の発生を未然に防ぐほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、関係機関と連携して情報を共有します。

妊娠・出産から子育て、小中学校、高校卒業（概ね18歳まで）の子どもをもつ家庭に対し、子育て世代包括支援センター（仮称）等の体制機能の充実し、子どもや保護者に対して切れ目のない支援となるように進めます。

①関係機関との連携及び南木曾町における相談体制の強化

南木曾町における子ども・子育てに関する相談体制は、教育委員会をはじめ、おやこのひろば、町内各保育園、小中学校、高校、木曾保健福祉事務所、児童相談所などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるように努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があるため、南木曾町こどもサポート協議会の取り組みを継続して行います。学校、保健福祉事務所、児童相談所、医師、民生児童委員協議会、警察等の参加を得て、代表者会議、実務者会議などを開催し、情報共有と連携を図っています。これにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児童あるいは家庭等への組織的な対応及びアセスメントを確保するようにしています。また、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所等の専門性や権限を要する場合には、関係機関へ援助を求め、相互に協力して対応します。

②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握して対応します。

子育て世代包括支援センター（仮称）機能の充実により、住民課と教育委員会、関係機関で連携し、子どもの安全と保護者への支援を図っていきます。

（2）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立支援は、保育及び放課後子どもプラン推進事業の利用等の支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法や児童扶養手当法に基づく国や県の制度による子育て・生活支援等を推進します。また、地域の民生児童委員と連携した相談支援に努めます。

合わせて、福祉支援協力を得ながら生活面の改善や困窮対策を実施しながら、経済的な安定を図ります。

（3）障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、障がいの早期発見並びに療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域

で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

その他、障がい等による特別な支援が必要な子どもとその家族等に対しては、保育所等訪問支援を活用するとともに保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、総合的な取り組みを推進するとともに、保健福祉事務所、障害者総合支援センター等による地域支援・専門的支援を行います。

さらに、自閉症スペクトラム障がい、注意欠陥多動性障がい（AD/HD）、学習障がい（LD）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加する必要な力を養うために、教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供していく必要があります。保育園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が必要な支援等について連携して合意形成を図ることが求められます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が得られ難い点もあるため、町や地域で生活するすべての方に適切な情報の周知が必要であり、さらに家族が適切に子育てを行うことができるよう家族支援を行うなど、関係機関とともに支援を行うことが必要です。

6 労働者の職業生活と家庭生活との両立がはかられるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（子ども・子育て支援法第61条第3項第3号関係）

（1）ワーク・ライフ・バランス、育児休業等制度に関する意識啓発

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発が必要です。育児休業については法整備されましたが、十分に活用されていない実態があり、子どもの健全な育ちのためには、ワーク・ライフ・バランスの面で親や従業員の意識改革も重要になってきております。

家庭においては、母親とともに父親も子育てするという意識改革も大切で、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などの諸要因の解消も必要です。

①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

子育てのために誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

②育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。企業に対して啓発活動に努め、県や関係団体等と連携を図りながら推進します。仕事と育児を両立できる就業環境の向上を目指します。

7 健やかな成長のための支援

(1) 思春期の健康と性の問題

■現在の実施状況・課題

中学校との連携により、「いのちの学習」をテーマにした思春期託児体験事業を実施し、乳幼児と触れ合う体験を通して生命の尊さを学び、健全な母性・父性の育成を図っています。

また、保健福祉事務所主催の思春期保健連絡会に参加し、県内及び郡内の状況について情報交換を行って取り組みを検討しています。

■今後の方向性

教育現場との連携のもと、思春期の子どもへの対策を検討するとともに、思春期の健康問題について相談できる窓口等の情報提供に努めます。

また、性教育については、教育現場と連携して各年齢に即したものとし、保護者に対しても子どもの性教育に理解を持って進められるような体制づくりに努めます。

- ・ 思春期相談窓口等の情報提供
- ・ 「いのちの学習」等の継続
- ・ 「SOSの出し方に関する教育」の実施

(2) 思春期の心の問題（不登校対策）

■現在の実施状況・課題

不登校で相談があった事例に関しては、学校や児童相談所と連携を図り、専門スタッフのアドバイスを得ながら、個々の事例に対応しています。思春期における心の問題への支援のためスクールカウンセラー等により、児童生徒の心のケアにあたっています。

不登校から引きこもりへ移行していく事例も多いため、初期に適切な相談ができるよう情報提供していく必要があります。

■今後の方向性

スクールカウンセラーなど専門的知識をもった相談の継続や、学校における相談体制の充実に努めます。

今後の思春期の子どもへの対策については、学校保健と地域保健との連携強化を図ります。また、各関係機関との連携強化に努めます。

(3) 「いじめ」の問題

■現在の実施状況・課題

いじめであるか否かの判断は、いじめられている子どもが、それをどのように感じているかであり、周囲はあらゆる機会を通じて子どもからの情報や個々の声を確認する必要があります。

教職員は児童生徒との信頼関係を築くとともに、地域社会と連携して子どもの立場での学校運営や子どもの権利を保障するための多様な方法を検討する必要があります。

■今後の方向性

県のいじめ防止条例を踏まえつつ、町はいじめ問題対策連絡協議会を中心としていじめ対策に取り組めます。

行政、保護者、学校、町民、事業者等が連携し、児童一人ひとりの尊厳を大切に、互いに尊重しあう社会の実現のために、関係機関が連携して対応することが基本になります。

- ・カウンセリング等の生徒指導研修を行うとともに、家庭や地域と連携していじめの根絶を図ります。
- ・保護者は、普段から子どもと学校での出来事など話し合う時間をつくるよう心がけ、いじめの早期発見に努めるよう働きかけます。
- ・子どもの人権教室として、子どもが悩みを相談できる環境づくりと、子どもの悩みを聴くための保護者・先生の講習会（CAPワークショップ）を定期的に開催し、子どもが安心して相談できる環境づくりを進めます。

8 子どもと子育てを支える地域・環境づくり

(1) 子どもの健全な育成を推進

■現在の実施状況・課題

町内では、青少年育成会等を中心に子どもの健全な育成を目的とした団体が各地域にあります。これらの団体は、青少年の健全育成のために公民館、関係機関等と連携を図りながら地域との交流の場となる行事を実施しています。近年の少年事件などを鑑みると、地域を中心としたこうした活動は、子どもにとって基礎的な人格形成を培う面で貴重な体験になるものと考えられます。

一方、社会環境や家庭機能の変化に伴い、子どもの食生活や睡眠において様々な問題が見受けられます。子どもの成長・発達にとって食生活や睡眠は相互関係も深いため、食と睡眠の大切さを積極的に情報として発信していく必要があります。児童数の減少で、屋外での遊びが減少し、家庭内でインターネットやゲーム等にのめり込み、依存的な状況になることが社会問題となっています。また、SNSにより犯罪に巻き込まれることや中傷的な書き込みにより社会参加ができなくなるなどの問題も毎日のようにニュースとなっています。

これからさらに情報化社会が推進すると考えられますが、子どもの成長段階で、本来、獲得すべき子どもの社会性の発達が十分得られないことや、子どもにとっ

て何が必要か十分検討していく必要があります。

■今後の方向性

たくましい青少年の育成と健全な社会環境づくりに重点を置き、家庭・学校・地域社会・行政が一体となった取り組みを総合的に推進する必要があります。

家庭における健全な食習慣を図るため、食育について町の健康づくり計画に沿って進めます。

また、子どもの居場所づくりのため、地域ボランティアによる支え合い活動を促進し、公民館等既存の公共施設を開放し、より地域に密着した活動を地域の協力をいただきながら子どもの健全育成を目指すとともに、近年、情報化社会が飛躍的に進展し、SNSなど誰もがどこでも情報を得て・発信できる環境となっていることから、保育園・学校・保護者・地域の方の情報モラル教育の推進を図ります。

- ・ 青少年育成会の活動支援と地域での子育て支援
- ・ 食育にたずさわる機関相互の連携を推進
- ・ 地域活動の推進と関係機関との連携
- ・ 地域ボランティアによる社会学習
- ・ 長期休みでの地域行事等の推進
- ・ 情報モラル教育などの推進

(2) 交通安全指導の実施

■現在の実施状況・課題

子どもの交通安全を確保するための活動として、関係機関の協力により体験的・実践型の交通安全教室の開催に努めています。交通安全期間中においては、警察、保育所、学校、交通安全指導員等と連携して街頭指導を実施しています。

■今後の方向性

子どもに対する交通安全教育は将来においても交通事故防止・交通安全意識の高揚に不可欠であることから、警察、保育園、学校、交通安全指導員等との連携を図って推進します。

子どもの通園・通学や子どもの行動通路の安全点検を実施し、事故への事前防止に努めます。

(3) 防犯指導の実施

■現在の実施状況・課題

子どもを対象とした防犯指導は、各園・各学校において実施される防犯訓練や安全指導により行っています。

また、通学路の安全を確保するため、学校や地域の実情に応じて対応されていますが、今後もさらにその充実を図る必要があります。

このような状況の中、学校施設・保育園の防犯対策としては、不審者の侵入を抑止するために防犯カメラ等を少しずつ整備していますが、万が一不審者が侵入した場合に、児童生徒の安全確保に即応するには職員の対処法が必要になります。

■今後の方向性

効果的な防犯指導を警察や関係団体の協力により保育園・学校で行います。

毎年、危機管理マニュアルにより犯罪が起こった場合の職員の対処法を確認するとともに、保護者や地域での見守りなどを進めます。

また、子どもを非行・犯罪等の被害から守るため、現在、緊急避難場所である「子どもを守る安心の家」を各地区に設置していますが、導入当時の状況となっていますので、今後PTAや防犯協会等と連携を図り見直しを図るとともに、地域での街頭指導・パトロール活動を実施して啓発に努めます。

【第6章 子どもの貧困対策】

1 策定の背景等

子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年に議員立法）」が令和元年6月に改正され、これに伴い「子どもの貧困対策に関する大綱」が見直されました。これまで都道府県に計画が定められていましたが、法改正により市町村でも計画の策定が必要となりました。

今年度、子ども子育て支援計画の見直しに伴い、新たな項目として計画に盛り込みます。なお、今年度9月7日の施行となり、町での十分な状況把握ができませんが、基本方針について、国の大綱に基づき定めるものです。

2 目的・基本理念

全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築を目指すとともに、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決することを基本とし、子どものことを第一に考えた適切な支援となることを目指します。

なお、子どもの貧困に対する定義・指標等については、国が定めるところによる。

3 基本的な方針

(1) 分野横断的な基本方針

①貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を構築

目的・基本理念を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、社会の一員として成長していけることが大切です。

少子化が深刻なわが町にとって、町民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていけるようにすることが、活力ある地域社会に直結するものとして、子どものことを第一に考えた支援を包括的に取り組みます。

②親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、

適切な支援へつないでいく必要があります。

また、乳幼児期から義務教育へ、更には高校教育段階へと、子どもの成長に合わせて必要な支援を切れ目なく実施するとともに、就業や生活の場面で困難を来す場合など、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築することが必要です。

そのため、母子保健サービスや保育施設、学校における支援、地域での子育て支援、居場所の提供・学習支援、若者の就業支援、保護者の就労・生活支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関連機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

③支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策を推進

貧困の状況にあることを認識しておらず生活が困窮状況にある家庭や必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も想定されるため、こうした家庭を早期に発見し、積極的に対策を講じていくため、町関係部署での情報共有により必要な支援を進めます。

また、支援に当たっては、親の健康状態の悪化により、家庭が貧困の状況に置かれたり、家族の世話を追われる子どもやその親に障害があったり、外国籍であるため日本語が不自由ことから生じる困窮など、多様な状況に留意する必要があります。

④関係機関の連携による支援の取組の充実

子どもの貧困対策の推進のためには、国・県・各種団体や、地域住民、民生委員等が、それぞれの立場から主体的に支援に参画し、関係者間での情報共有を図るとともに、特に子どもに関する情報を多く保有する福祉担当や保育園、小中学校などの役割は重要です。

福祉や教育等の取組みの過程で得られた個別情報を活用して、支援を要する子どもを広く把握し、効果的に支援ができるよう連携して取り組むことが必要です。

(2) 分野ごとの基本方針

①教育の支援

子どもが社会的に自立できるよう、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにするとともに、一人一人の豊かな人生の実現に向け支援していくことが必要です。

学校や地域、各種団体等において支援に携わる関係者が連携して、個々の悩みや不安の相談に応じ、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化していきます。

また、将来の貧困を予防する観点から、高校中退を防止するための支援や中退後の継続的なサポートを強化するとともに、教育の機会均等を保障することについて、関係機関に働きかけていきます。

②生活の支援

子どもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要と考えますが、家庭の個々の課題などから貧困の状況になり、そのことで子どもがこ

れに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子ども及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための支援を実施します。

また、国の生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を踏まえた支援について、関係機関と連携して進めます。

③保護者の就労支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を行います。保護者が社会から孤立して働けない場合は、自らの暮らしの見通しを立てる中で自立に向けた働き方を考えられるように支援します。

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めます。

また、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

④経済的支援に関する施策

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させることが重要です。そのためには、子どもに支援を届ける方法としては現物給付がより直接的であることや、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、金銭面だけでなく、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていくことが必要です。

また、家庭の経済的困窮については、そもそも把握が難しいこともあることから、地域の民生委員や福祉担当、関係する関係機関との連携により、支援が必要な世帯を把握していくことが重要です。

⑤子どもの貧困に関わる社会全体の理解

子どもの貧困対策の推進に当たっては、対策に関わる当事者だけでなく、社会全体が子どもの貧困に対する理解を深めることが欠かせません。

子どもの貧困に対する課題は、子育てや貧困は家庭の自己責任という考え方も未だ根強く存在していますが、まずは、行政、学校、保健福祉等の機関が率先して、子どもの貧困が社会全体で受け止めて取り組むべき課題であることをより一層明確に位置付けていく必要があります。

さらに、子どもたちを支援する環境を社会全体で構築するため、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進めていきます。

⑥計画の継続的な取組

今後5年間については、町内での貧困家庭の状況や課題を確認していくとともに、国の支援大綱や県の支援計画の内容を踏まえつつ、継続的な支援につながるよう取り組めます。

町では、国の大綱等を踏まえ、政府が取り組むべき重点施策を町の状況に照らし合わせ、必要な支援が講じられるよう、国・県や関係団体、町の福祉担当と連携し継続

的に取り組みます。

重点施策等については、生活困窮家庭等の状況把握している福祉担当と協力し、保護者への支援に取り組みつつ、その子どもに対する課題や必要な支援について、関係機関で連携して、継続的に支援ができるよう取り組みます。

【第7章 計画の推進に向けて】

1 推進体制

幼児期の保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、子ども子育て会議等の意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域、学校、保育園等の子育て支援の環境の向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成をはかります。

2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況や経費等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子育て家庭や当事者等の意見を踏まえつつ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には、必要に応じて計画の一部見直しを行います。